

平成30年第4回
笠置町議会定例会会議録
(第2号)

平成30年12月20日

京都府相楽郡笠置町議会

平成30年第4回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	平成30年12月20日 木曜日						
招集場所	笠置町議会会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成30年12月20日 11時35分			議長	杉 岡 義 信	
	散 会	平成30年12月20日 16時55分			議長	杉 岡 義 信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	坂本英人	○	
	3	向出 健	○	7	松本俊清	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	副 町 長	青柳良明	○	地方創生 担当参事 兼 保 健 福祉課長 事務取扱	東 達広	○	
	総務財政 課 長	前田早知子	○	税住民課長	由本好史	○	
	商工観光 課 長	小林慶純	○	総務財政 課 担 当 課 長 兼 会 計 管 理 者	岩崎久敏	○	
建設産業 課 長	石川久仁洋	○					
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署 名 議 員	2 番	西 昭 夫		3 番	向 出 健		
議 事 日 程	別紙のとおり						

会 議 に 付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

平成30年第4回笠置町議会会議録

平成30年12月12日～平成30年12月26日 会期15日間

議 事 日 程 (第2号)

平成30年12月20日 午前11時35分開議

- 第1 議案第50号 町道笠置山線道路改良工事の請負変更契約締結の件
 - 第2 議案第51号 特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件
 - 第3 一般質問
- 追加日程
- 第1 会期延長の件

開 会 午前 11 時 35 分

議長（杉岡義信君） 皆さんおはようございます。

定例会第 1 日目に引き続き、本日も議場の照明器具にふぐあいが生じていますので、傍聴席には代替の器具をあらかじめ設置しています。御理解のほどよろしくお願いをいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（杉岡義信君） 日程第 1、議案第 50 号、町道笠置山線道路改良工事の請負変更契約締結の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第 50 号、町道笠置山線道路改良工事の請負変更契約締結の件について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 30 年第 2 回定例会で議決いただきました町道笠置山線道路改良工事にかかわる請負契約につきまして、設計変更に伴い契約金額と工期を変更する必要が生じたので、町道笠置山線道路改良工事の請負変更契約締結に当たり議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） それでは、議案第 50 号の説明は議案書の朗読をもって説明させていただきます。

議案第 50 号、町道笠置山線道路改良工事の請負変更契約締結の件。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 54 年条例第 9 号）第 2 条の規定に基づき、下記のとおり請負変更契約を締結するため地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 20 日提出。笠置町長、西村典夫。

記としまして、1、契約の目的、町道笠置山線道路改良工事。

2、契約金額、変更額、増額 1, 124 万 4, 960 円（うち消費税相当額 83 万 2, 960 円）。変更後の契約金額 9, 519 万 120 円（うち消費税相当額 705 万 1, 120 円）。

3、契約の相手方、京都府相楽郡笠置町大字有市小字峠阪 47 番地、株式会社森本コーポ

レーション、代表取締役、森本春行。

4、工期、変更前、議決の日から平成30年12月27日。変更後、議決の日から平成31年1月30日でございます。

主な変更内容としましては、第1期工事の進行中、工事区間から巨岩転石が多く出土し、工事を進めるに当たってその転石の採掘撤去が工事の進行上、必要となりました。また、防護柵の製品規格の変更なども必要となりましたので、これらに伴い設計変更が生じ、工事費等が増加したことにより、契約金額の変更並びに工期の変更が必要になったものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。

議案第50号、町道笠置山線道路改良工事の請負変更契約締結の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第50号、町道笠置山線道路改良工事の請負変更契約締結の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。13時から再開します。

休 憩 午前11時41分

再 開 午後2時10分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（杉岡義信君） 日程第2、議案第51号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第51号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例

一部改正の件について、提案理由を御説明申し上げます。

10月に報告いたしました補助金の不適切処理に関する職員の処分、また、12月に報告させていただき、7日付で行いました公金紛失事案に関する職員の処分に伴い、町長、副町長として管理監督責任をとり、平成31年1月に支給する給料を、町長は100分の20、副町長は100分の10を減額するものです。

今後、二度とこのようなことが起こらないよう、信頼回復に向け取り組んでいく所存でございます。法、条例等に基づいた事務処理の遂行と管理体制の強化、また、現金取り扱いのルールを明確にし、現金の出入りや処理については日常的に記録を行うこと、還付金は口座振替で処理すること、分任出納員の職務の重要性を認識し、管理監督者の意識改革と全職員の資質向上に向け、これまで以上に研修の実施に取り組むこと、町民の目線に立った全庁的な事務事業推進のため、事務分掌や組織の見直しを行うなど、町長以下職員一丸となって取り組む決意であるとともに、確実に実行していくよう取り組み状況を適時確認していくこととします。

御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第51号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件につきまして、説明させていただきます。

2ページの新旧対照表で説明させていただきますので、そちらをごらんください。

現在、特別職の給料につきましては、町長の給料月額を10%減じた額としております。今回、これを第2項で追加いたしまして、31年1月の給料月額を町長は100分の30、副町長は100分の10を減じた額を支給するものとしております。

町長につきましては、1項で既に10%を減じた額を支給しておりますので、今回、100分の20、20%を加算し、100分の30とするものとしております。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

以前いただいた資料には、減給をする理由として、町長、副町長ともに管理監督責任ということで記載がされています。

この管理監督責任というのは、具体的にはどういったところを指して記載されているのか。

町長としては、今回の公金紛失、そして以前の公金の取り扱いの不手際についての処分という事で言われていますけれども、どのあたりに具体的には責任があるというふうに認識されておられるでしょうか、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 町長といたしまして、やはり庁内で起こったことにつきましては町長が管理監督責任を負っていくというのは、私は当然だと思っております。

そういうことにおきまして、今回のこの事案につきましても管理監督責任を、みずから律して気持ちを新たにして改善の取り組みに取り組んでいきたい、そのような思いでございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

そうしますと、町長の具体的な日常的な事務処理上のミスは、特に今回の事件に関してはなかったという認識でいいのでしょうか。一般論として、結果、公金を紛失したという結果責任をとるという意味なんでしょうか。そのあたりも解明をされているのでしょうか。再度答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今回の事案に対しまして、私の事務処理の不手際、そういうものはございませんでした。

ただ、先ほども申し上げましたように、町長として全庁的に私が責任を負っている立場上、管理監督責任を当然負うというのが当然だと考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

そうしますと、管理監督責任をとるということですから、今後、その責任がとれるような体制や処分等々されていくというふうに思うんですけれども、今の段階で、ではどういうところをすれば、その管理監督責任が今後果たせるようになるのかと、その考えについてはどのようなお考えをお持ちなのか、処分を減給ということでされていますので、そのあたりも既に整理をされているのか、確認をしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今回起こったこの事案につきまして、私の管理監督の、そういうのが不足していたということでございます。

それにつきましては、やはりそういう公金を扱う、そういうマニュアル的なものがきちんと整理されていなかったことが原因だと思っております。先ほどにも9点ほど提示をさせていただきました改善策につきまして、こういうことをみんな、全員の職員で思いを共有して、こういうことが二度と起こらないよう、そういう対象をつくるというのが町長としての管理監督責任だと私は思っていますので、この取り組みを本当に取り組んでいきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今回、先ほど町長も読み上げられましたけれども、改善策ということで9項目ということで挙げられています。

しかし、例えば、口座振込による還付というのは、本来そうであると、そもそもあったんではないかと、そうしますと、ここについてはマニュアル化の問題なのか具体的に仕事の指示、最初の新人教育等ができていなかった点にあるのではないかというふうにも見受けられるんですけれども。

それから、公金の取り扱いマニュアルも作成するということが言われていますけれども、現段階ではまだ示されていませんけれども、このあたり、改善策ということでやっていくということですが、町長としてはこれで十分だというふうに思われているのか、まだまだ問題点、今の段階でもう全て業務上の改善点は基本的には洗い出したと言える状況として考えておられるのか、いや、まだまだ調査をして具体的な事務作業も含めてまだまだ洗い出しが必要であるというふうに考えているのか、その点確認をしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 還付金につきまして、現金で還付をするというのは通常は行われていなかったように思っております。ただ、地元の方が役場によく行きますから現金で還付してほしい、そういう声があった場合のみ現金を還付していたという流れでございましたけれども、今回のこの事案を受けまして、町内の方であっても口座振込としていく、そういうふうなことにしております。

9項目につきまして、これができたらこういうことが二度と起こらないのかということですが、そうではないと思っております。当面、この9項目につきまして取り組んでいく中で、まだまだ課題が出てくるだろうと思っております。そういう出てくる課題につきましても真摯に向き合って解決に取り組んでいきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

ただいま審議中の議案第51号、これを総合常任委員会のほうへ付託することを動議として提案します。

議長（杉岡義信君） ただいま西昭夫君から、議案第51号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件を総合常任委員会に付託されたいとの動議が提出されました。

この動議について賛成者はありますか。

（「はい」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） ただいま西昭夫君から、議案第51号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件を総合常任委員会に付託されたいという動議が提出されました。

この動議は賛成者がありますので成立しました。

議案第51号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件を総合常任委員会に付託する動議を議題として採決します。

この採決は挙手によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 賛成多数です。したがって、議案第51号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件を総合常任委員会に付託することの動議は可決されました。

よって、議案第51号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件は総合常任委員会に付託します。

議長（杉岡義信君） 日程第3、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

3番議員、向出健君の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

質問通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、大きな項目としまして、いこいの館についての問題についてお聞きをしたいというふうに思います。

まず、今後の見通しということでお聞きをしたいんですけれども、以前から、指定管理が終わった以降は民間売却を進めていくということで話が進んでいるかというふうに思うんですけれども、その一方で、経営、今の指定管理の中で経営が改善しないようであればいこいの館のあり方についても見直す等々の発言もされていたように記憶をしています。

そこで、確認をしたいんですけれども、現在、いこいの館指定管理ということで、経営の実態としては改善がされていないという状況ですけれども、この状況が続く中でも、まだ民間売却という方向で進んでいくのかどうか、この点について確認をしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 議員言われますように、平成31年度末まで現在の指定管理者制度で改善を図っていただき、現在やっただいておりますサウンディング型市場調査によりまして民間業者を選定させていただきます、民間に委ねていきたい、このような計画で現在は進めております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

以前の発言の中で、いこいの館のスペックから見て、これはもう収益がなかなか難しいという判断がもしあるのであれば見直し等も考えるというような意味のこともお聞きをした記憶があるんですけれども、そのあたりについては今現在もそういうお考えなのか、赤字であっても売却という大きな目標に向かうので、その点については特に判断はしないということになっているのか、確認をしておきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 31年度末までに大きな改善が見られなかったらどうしていくんだらうという、そういうふうな質問だと思います。

基本的には、皆さんとも相談をしながら進めていくというのが基本でございます。その場合におきましては、温浴施設を守りながら目的外の使用も考えていかなければならない、そのような状況も生まれるかと思っておりますけれども、今の段階では指定管理者さんに頑張ってもらっていただき改善を図っていただき、民間に委ねていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほどサウンディング調査という言葉が出ましたけれども、今の段階、その調査についてはどういう段階にあるのでしょうか。今後の大きな見通しということで、手を挙げていただく民間の可能性等とか、今の段階で把握できているのか、まだまだ進んでいないという状況なのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨年度から国土交通省の地域支援プラットフォーム事業を活用させていただきまして、昨年度からいこいの館、また、駅周辺、河川敷、その一体的な活用方策ということで民間事業者へのヒアリングを行っております。昨年度から続きまして、現在で約20社のヒアリング、サウンディング調査をしております。

その中でいろいろ前向きなお言葉、また、改善点等の御意見もいただいております。その内容をまとめまして、先ほど町長が申しましたように指定管理事業をこの2年間でやり終えて、3年後に、今、ヒアリング調査をする中で民間の投資、また、参入の意向、その中で一定の形を決めて民間参入という方向に持っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

それで、念のために確認をしたいわけですがけれども、今現在は指定管理料ということで町の持ち出しがあると、1,200万円、年間あるということになってはいますがけれども、民間に移行していくに当たっては、そうした経営上のお金を補填する等の特別な支払いはなしに、完全に民営化をすると、そういう方向でいいのかどうか、その点を確認しておきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

指定管理業者導入の際、いろいろ議員の皆様にも御意見伺いまして一定の形を決めさせていただきました。その当初から申しましたように、指定管理1年目、2年目、指定管理料が発生し、3年目以降はそういった費用が発生しない方法で取り組んでいくという方向性に今現在は変更ございません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今の話はよくわかりましたので、次の2つ目のいこいの館の件について、②の点について移行したいんですけども、経営の改善ということでレジスターの導入とか、以前、予算をつけましてされました。

そうした活用や、現在、調理器、導入した効果、どのように活用されてどのような効果があらわれているのか、どういうふうにつかんでおられるか、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、レジスター、また、厨房機器導入にいたしましては、いろいろ御意見いただきましてありがとうございます。

導入いたしました後でございますが、今現在の状況を確認しましたところ、例えばレジスターの件でございますが、今まで手作業で集計などを行っていたのが、システム上、帳票で出てくるということですので、その点での従業員の就業時間と申しますか時間数が短縮できているということにつながっております。

また、調理につきましては、今まで、それも手作業でございますが、注文を受けオーダーしていたのが、レジを導入することによって、オペレーションの流れるにはスムーズに行くようになっている、ただ、1階レジ、2階の調理器具のほうもそうですが、まだ、若干使用がふなれな点が従業員のほうであるのも正直なところでございます。

そういったところを休日等利用し、オペレーションの実施をしながら、その機能をいち早く生かし切れるように、今、努めている所存でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

以前は、調理器具等購入でメニューのほうも新たなものもできるようなふうにお聞きをしたように記憶をしているんですけども、今現在、そうした新メニューとか、そうしたことはされているのでしょうか。業者のほうともそういう話はされているのでしょうか。なかなかその効果があらわれていないのではないかというふうに感じますけれども、その点、お答えください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

調理のほうでございますが、新メニューは1月以降、1月中に新しいメニューが出るように、今、業者のほうと話をしております。

いまもって、あたらしいメニュー、品物という形では目に見えたものはございませんが、例えば真空包装、また、急速の冷凍機などを導入することにいたしまして、つくりおき、また、切り分けなどのそういった細かい作業、料理を温めることができる、そのようなところに、新しいメニューとしてはないですが、個々改善点というものが見られております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

導入からもっと早い段階で新メニューを提供すべきじゃなかったかなというふうには感じます。せっかく税金を投入してでのことですから、その活用については積極的に業者とも話し合って、事が進んでいないようであれば町のほうからも改善を促す、実行を促すということが必要だというふうに感じています。

それで、例えばレジスターの導入等でいけば、時間短縮ということは言われましたけれども、今後の経営戦略に使っていくということもあつたのではないかなというふうに思いますけれども、その点については業者等々からは何か具体的な、まだ導入からそんなにたっていない中ではなかなか分析も難しいということはあると思いますけれども、何らかのことは聞いているのでしょうか、確認をしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

毎月定例のいこいの館指定管理業者、また、町側との連携会議を行っております。

その中で、帳票関係、例えばお土産物、物販などは、今まで毎日、毎日確認しなければいけない、それを毎月1回の棚卸のシステムがございますので、そういった中で把握ができる、また、利用者の属性、男性、女性、クーポン券を使っている、否か、そういったことも帳票のほうで確認ができているという点で、以前、レジスター導入前との改善は図られております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

そういった状況把握が大事なのは、例えば女性客が多ければ女性向けのサービスをやっていくのが効果的ではないかというようなふうに関後の経営改善の対策、具体策につなげてい

くことが大事ではないかというふうに思うんですけども、そういった話はまだ業者のほうから具体的に提案なり等々がないということなんでしょうか、お聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

そういった利用者の属性などから、例えばお土産物、そしてまた、お風呂、今後活用されるであろうと思いますが、入浴、また、レストランとの共通的な割引制度など、そういったものを、やっぱり高齢者の方が多いのか、若い方が多いのか、週末、平日とどう違うのか、そういったものを見きわめながら新しい対策に努めてまいります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

そうしますと、今のところまだそれを具体的に生かす具体策は出ていないということですね。

せっかく導入をしたと。税金を使って。それなりにレジスター等も高価なものですし、当然、そういった活用をしなきゃいけないというふうに思うんです。先ほどのこととも共通しますけれども、これもなかなか業者から提案がないのであれば、町のほうからしっかりと呼びかけていくということも本当にしていただきたいというふうに重ねて求めたいと思います。

それで、例えば経営、実際には入館数、減っていると資料では示されている状況の中で、具体的な立て直しの策というものは今のところどうなっているんでしょうか。

例えば、キャンプ場の利用率を上げるという視点に立てば具体的にこれとこれとこれがいいではないかと、そういうところまで話が出ているんでしょうか、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

こちら、御指摘いただきました内容につきましても、先日の連携会議の中でいろいろこちら側、町側のほうからそういった案というものを提案させていただきました。

現在、いこいの館と、例えばキャンプ場でしたらキャンプ場の受け付け時にいこいの館の宣伝をしていただき100円割引というところがありますが、そういったキャンプ場の利用、そしてお風呂の利用、そういったものを連携する何か商品的な販売、また、キャンプ場にいらっしゃる方々といこいの館を結ぶ何か送迎的なサービス、そういったところができないか、やはりいこいの館の利用者、キャンプ場の方が大変多い状況ですので、まずはキャンプ場に

来られている方々をいこいの館により一層来ていただき、その方々に、まず、いこいの館の中でお金を落としていただけるような、そういった内容を、今、提案している次第でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

こういった具体策というのは、効果を見る、上げなければ意味がないというふうに思うんですけれども、効果を見るためにも早い段階から次々手を打って行って、そして一定の期間で見ていくということが必要というふうに思うんです。だから、具体策を次々とやはり早く多く効果的であろうというものをしっかりと提案していただくことも含めまして本当に打っていただきたいなと思っています。この点については、町長も責任を持ってしっかりと提案を積極的に行っていただきたいと思っています。

それで、修繕の問題についてお聞きをしたいんですけれども、以前からいこいの館についてはさまざまな修繕箇所があり修理をしなければいけないものがあるということで幾つかお示しをいただいています。

以前は、トイレ等々の、1階の女子トイレが使用不可能になっているということとかを伺ったりしましたけれども、以前、4点挙げられていました。今回の議会に本来は4つの補正予算ということで、薬注ポンプの修繕費用等、1階のトイレ、それから外側のトイレの自動ドアのセンサー等々上がっていたわけですけれども、これは取り下げるということで、1月のいこいの館の委員会等できちっと説明をされて、また、取捨選択をされてやっていくという方向で示されていますけれども、しかし、本来、いこいの館、当然サービス業ですので、どうしても必要なもの、トイレが使用できないと、女子トイレが1階が使えないために2階に上がらなければいけないというものはふぐあいに相当すると思うんです。これは早急に改善しないと本来はいけなかったのではないかと。

ところが、薬注ポンプ、塩素を自動的に注入する機械については、重作業ではあるけれども手作業で何とかやってくるということですから、優先順位はそれよりは低いと、そういう仕分けをしっかりと、やっぱり必要なものは早くしっかりと上げなきゃいけないんじゃないかと、全部おろしてしまったというのは、全部取り下げたというのはちょっと違うんじゃないかなというふうに考えています。

それで、大事な修理とか優先順位の高いものとかちゃんと仕分けされて、これはサービス業上必要だというものはすぐに上げるようにされるべきだと思います。その点について、町

長として考えをお示ししたいと思えます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館は、当然サービス業でございます。やはり、来られた方におかれましては、今、いこいの館が持っている魅力100%を感じていただきたい、そのように感じております。そういう中で、来てよかった、また来ようという、そういう思いを持っていただくためには、やはりふぐあいの部分があってはならないと思っております。

そういう意味におきまして、優先順位をしっかりと位置づけてどうしても直していかなければならないものにつきましては優先的に修理をしていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

それで、修繕あれこれ、年月が経過すれば当然出てくると思うんですけども、やはり一時に出てくれば高額になったりさまざまな費用負担が発生するというでなかなか難しい面があるというふうに思うんですけども、やはり全体の修繕の計画、大体このあたりは何年には改善が必要ではないかとか、そういったものも含めて全体の修繕計画であるとかというところまでしっかりと出していくべきじゃないかなというふうに思っています。

いわゆる減価償却というのも何年ぐらいしたら買いかえなければいけないかと、そこまでしっかりと資料を作成されて、しっかりと議会にも示して、その中でこれとこれは今回こういう状況で生まれている、優先順位が高いというふうに示していくということが大事ではないでしょうか。これまでは、壊れた箇所が出てきたたびにいろいろ提示をされるという中で、特に先ほども選択はすると言いましたけれども、優先順位もよくわからないまま、これとこれという形で上がってたりもする、その中で資料としてはそういった内容のものが要するというふうに考えています。

その点について、過去にも同様の内容を求めたことがありますけれども、どのように考えておられるのか、そういう資料もしっかりと示していただけるのか、答弁を求めたいと思えます。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

いこいの館の中、飲食、ボイラー、トイレ、さまざまな箇所があります。そのさまざまな箇所ごとに、今、見直しをし、修繕、また、更新の計画のスケジュールを立て、次回の特別委員会の中で資料として提示させていただきますので、よろしく願いいたします。以上で

ございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

それで、そうした修繕費用、いわゆる減価償却等というのも実際は考えておかなければいけない費用だというふうに思うんです。毎月の、毎年のその赤字、入ってくるお金と出ていくお金だけの問題だけではなくて、そこまでの経費も含めて経営というものを見ていかなければ、実態に見合った形で進めていくことはできないのではないかというふうに思っています。

それで、先ほどからいろいろ言わせていただいていますけれども、町の先導的な役割、もっと積極的な役割を發揮していただきたいというのが自分の思いとしてあります。

いこいの館、ずっと赤字が続いてきまして大変困難な状況にあると。その中でも、現実に経営をしている以上はサービスについてはきちっとしていかないといけないと。そして、業者の方にも本当に具体的な経営改善の案というものを本当に互いに提案するということになると思うんですけれども、業者から出てこない、業者から出るのを待つという姿勢ではなくて、町のほうからもっと率先をして促していくようにしていただきたいと。

その点が非常に思っているところなので、町長として、いこいの館、わかさぎは解散していく方向ですけれども、町長、社長としての立場としてどのようにお考えか、お示しをいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほど担当課長のほうからも答弁をしたと思いますけれども、1カ月に1回連携会議をしております。その中で行政のほうからも業者に対しましていろいろな御意見や注文をしております。

先日の連携会議におきましても、今のいこいの館はお客さんを待っているだけやと、外に向かっての発信、そういうのがほとんど見えない、そういうところに力を入れてくださいということを強く申し上げました。チラシの一つだって、そういうことができていない、宴会の呼び込みにしたってもっともっと力を入れて取り組んでいただきたい、そういうことを申し上げたところでございます。

そして、来られたお客さんに対しまして、やはり接客というのがすごく大事でございます。私らも、そういうサービス業に行きましたときには、やはり従業員の方の接客というのはすごく気になっておまして、すごく接客のいいところにおきましてはすごく気分をよくして

帰ります。

そういうことでありますから、そういうことにおきましても従業員に対する教育をさらに強めていきたい、そういうことも強く要請をしたところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

月1回連携会議をされているということで、そういった内容もしっかりと議会のほうにも示していただきたい。どういうことを提案されて、業者の方もどういうことを言われて、そして実際どういうことが改善されていっているのか、そこ、その点をもっと示していただきたいというふうに思います。

いこいの館については以上で終わりたいと思いますけれども、重ねて申し上げますけれども、やはり町長としてのイニシアチブを発揮していただきたいということを重ねて発言したいと思います。

それでは、2つ目の大きな項目として、山林や河川などの整備について、質問をしたいと思います。

まず、現状の認識についてお聞きをしたいというふうに思います。

以前から、人家の裏手の倒木等の危険の問題等もこの議会でも取り上げさせていただいていますが、そういった危険や、特に御要望いただくのが河川の草刈り、草が生い茂っていて何とかしてほしいと、そういった声等も聞きます。

その他、もっとしゅんせつが要るのではないかと、そういった声も聞くときがありますけれども、町としてはこうした山林、河川の安全性とか、そういう対策についての課題、どういうふうに認識を持たれているのか、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員からの御質問でございます。

山林、河川などの整備についてということで御質問がありました。

まず、山林関係、特に民家裏の倒木というようなお話が出ております。

ことは、台風等が多数上陸いたしましたので、その都度、倒木等がありまして、こちらのほうも確認しております。住民の方からも何度か相談の電話なりをいただいたことがあります。

町としましても、町道、林道などが町の管理地でございますので、職員でその撤去等させていただいているところでございまして、その都度、通行どめ等実施し、大変御迷惑をおか

けいたしておりました。

また、国道、府道、急傾斜地などの京都府の管理地におきましては、山城南土木事務所に依頼をして対応していただいております。

したがって、それぞれの管理地において、それぞれが対応している状況でございます。

基本、民地におきましては、その所有者さんや当事者間で対応、解決いただけるようお願いしているところでございます。

河川のほうについてでございます。

町内の河川のほとんどが京都府の管理する河川法に基づく河川と砂防指定地内にあります河川砂防という川でございます。河川施設の緊急的な対応につきましては、町で現状確認を行った後、現況の報告をし、京都府山城南土木事務所に対応をお願いしております。

また、不動谷川、横川、打滝川などの、先ほどもお話がありました草刈りやしゅんせつ、施設の維持管理などにつきまして、継続する維持管理事業につきましては、毎年、京都府山城南土木事務所に要望しているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

こういった整備については基本的に予算がなかなか少なくてやりたくても進められない点があるのではないかとこのように感じているんですけども、その予算の確保について、個別に要望等、町長はされたり、そうした活動に力を入れたりということはされているのかどうか、予算の確保という点からお聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 予算の確保につきましては、京都府などに常日ごろ要望活動をしており、そういう状況でございます。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問で予算の確保の状況についてということでございます。

山林、河川、ケースが多少違いますけれども、山林の場合においては、先ほどもお話しさせてもらいましたように、民地に生える樹木でありましたら、これはあくまでも個人さんの所有物、財産となります。一般的には土地の所有者さんが樹木の所有者、所有権を有することになりますので、当然のことながら所有者以外の者が勝手に伐採したりすることはできません。また、それを公費をもって対応することは、基本的にできない、先ほども申し上げま

したように、町としてできることは京都府に対応がお願いできるかなど相談したり、電気とか電話会社等に対応できないかという調整をさせてもらうような、それができ得る内容でございます。住民の皆様にもそういうお話をさせてもらっているところです。

また、町としてそういう形で山林の整備というのをしていけないかということ、範囲を広げてみますと、町の山林の持ちます水源涵養、それから土砂災害の防止、地球温暖化防止、それらの多種多様な公的機能を山林というのは有しておりますので、そういった多面的機能を発揮するために森林組合のほうが実施します間伐推進、そういう活動の中で森林整備事業を助成しながら、民有林の適正な森林整備を推進していくというような中で予算の確保は行っておるところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

民有地等々については、以前からそういうことで説明をいただいておりますので理解してはいますけれども、特に、例えば河川の草刈り等々については府の管轄の川、伐採していただいたりもするときもあるんですけれども、基本的にはなかなか進んでいないものが多いところで、やっぱり予算の問題があるというふうにも聞いてもいますので、そういう意識からもうちょっと予算の増額、実態に見合った形で求めていただきたいと、そういうことでお尋ねをいたしました。

それで、町長としては、そういう点、やっぱり大事な問題ではないかなと、暮らしの中で身近な要望になってくると思うので、町長としてもそういうことに取り組んでいただきたいと、その意思をお示しいただきたいというふうに思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 予算の確保につきましては、いろんな方策があらうかと思っております。

交付申請だとか、また、直接寄せていただいて口頭で要望していく、そういういろんな方策があらうかと思っておりますけれども、いろんな方法を使って予算を確保していき、いろんな整備を進めてやっていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

河川整備における予算の確保につきまして、先ほどもお話はさせていただいたんですが、京都府が管理いたします河川につきまして、草刈り、しゅんせつ等は、毎年、京都府要望という形で京都府のほうに要請はさせていただいております。そういったことにつきましては、

各区からの要望等を踏まえた中で京都府のほうに要望させていただいているところでございます。

また、京都府では、本年度からこれまでの府民公募型整備事業というのがリニューアルされまして、府民協働型インフラ保全事業に移行されました。京都府の管理いたします河川も含めますところの安心・安全につながる小規模工事や道路、河川の劣化等に関する府民の気づきなどを募集する事業が、今現在、進められております。府民が日ごろ感じておられる身近な改善箇所を提案していける機会でございます。現在も、第2次募集というのが始まっております。

町といたしましてもそういった事業を活用し、各区の区長さんと情報提供、連携を行いながら各区もしくは町民さんからの御意見を反映させていただけるよう進めているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

府民協働型事業ということで言われましたので、ちょっと一言だけですけども、自分もことし2件ほど申請をしまして、当然、この審査には町のほうからも担当が入った中で審査させていただいてということで採択をいただきました。

今回も採択をいただきましたけれども、ぜひ、審査の際については住民の方の要望を踏まえていただきまして対応していただけたらありがたいというふうに考えています。

それで、今現在、特に河川、山林等々で、これは進めていかなければいけない、整備をしなければいけないというふうに町として考えておられる場所なり事業なりがあれば答弁をいただきたいというふうに思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、森林の整備につきましては、28年度から豊かな森を育てる府民税交付金を利用いたしまして、森林組合が計画的に行っております森林整備事業を実施しているところでございます。

その事業を継続いたしまして、リニューアルされるといいますか新たな事業が、今後、国のほうから提案されることになっておりまして、森林環境贈与税というのが交付されることとなります。その森林環境贈与税を利用しまして森林整備というのを国のほうで行っていくということが始まろうとしております。

まだ、詳細につきましては、具体的な方法につきましては決まっておりませんし、町のほうといたしましても方針等、まだまだ、どこの地域からとか優先順位等、まだまだ精査していかなければならない部分が多分がございますが、そういった中で来年度から進めていくことになるかと思っておりますので、またそのときはよろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

整備の問題についてお聞きしたのは、以前、白砂川の整備事業ということで進められてきた事業もありましたけれども、キャンプ場の方にいこいの館に歩いていただけて通っていただくということで、以前、そういう話もあったわけですが、その活用が十分できていないのではないか、進んでいないんじゃないかという意識の中でこういう話もさせていただいているんですけども、やはり整備するに当たっては全体の計画、目的がちゃんと達成されるようにしっかりと計画を組んで進めていただきたいというふうに考えています。

その点について、お考えをお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

京都府のほうも予算の確保等いろいろと苦労していると聞いておるところでございますけれども、事業が計画的に進められるよう、町のほうからも要望を続けていきたいというふうに思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

ちょっと白砂川のことばかりであれなんです、例えば、あそこを通っていただこうと思ったら街灯がなくて暗いという、そういった細かい話もあったというふうに思うんです。だから、そういうことも含めてやはりきちっとしていただきたいということでお聞きをしています。

なので、そういった細かい点も含めてしっかりとした問題意識を持って進めていただきたいというふうに要望しまして、河川と山林の整備については終わりたいと思います。

それで、大きな最後の3つ目の問題として、行事の進め方ということについてお聞きをしたいと思います。

今年度から四季彩祭実行委員会というのを立ち上げられました。

それで、以前は鍋フェスは鍋フェスで独自で実行委員会をつくっていたと、ところが、今

回からは春の行事も、そしてみじまつりも鍋フェスも、また、花火も含めて四季彩祭実行委員会ということで1つにしていくということになりましたけれども、以前は、鍋フェスで言いますと、全体会議というのがありまして、委員の方、基本全員参加の会議もあり、そこで意見を言ったりどうなっているのかと確認する場があったんですけども、今回からは基本的にはそれぞれの組織の代表が行くという形になりまして、非常に情報共有という点では弱くなったのではないかなと、後退したのではないかなというふうに感じているんですけども、こういう進め方、好ましくないのではないかと、もっと全体の情報が共有できるような形をつくっていくべきじゃないかというふうに思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

今年度から四季彩祭実行委員会ということで、先ほど議員もおっしゃったように前年度までの各行事ごとではなく、笠置町の一体的なイベントとして実行委員会を立ち上げました。

しかし、各事務の内容の引き継ぎ、また、各種監督官庁への届け出等煩雑な事務がありまして、なかなか事務的に進まなかったというところが大きな反省点でございます。

その原因でもありますが、そこに関係してくださる方々にも十分な情報が回らなかったというところもあります。

こういった反省点を改善し、教訓といたしまして今後の実行委員会の活動に活かしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

それで、全体会議を開くというのも手なんですけれども、例えばこういうことが決まったという報告書を各委員のところに配布するというのも一つの手ではないかなというふうに思っています。

今回も青年団の代表、団長ということでその関係資料は送られてきたんですけども、委員としてのほうの情報ということでいきますと全然情報が入ってきていなかったということがありましたので、その点はぜひ改善を求めたいというふうに思います。

それと同様のことなんですけれども、それぞれの行事やイベントをやりましたという結果、どれぐらい入って、どういう効果、成果があって、どういうふうになったのかと、次回以降はどういうふうに活用できるのかとか、そういった結果とか実績の報告というのをおあわせて

お願いをしたいというふうに思います。

その点について、答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、情報がなかなか伝えることができなかったというところに申しわけなく思っております。

今回、四季彩祭実行委員会で取り組みました夏まつり、鍋フェスタ、それぞれの事業でございますが、入り込み客数は、夏まつり、1万人、鍋、1万3,000人というところの結果がございます。

この2つのイベントに共通いたしまして、従来からの交通渋滞、それが原因で住民様への生活に及ぼす支障、また、お越しいただく方々への安全にお越しできない、また、気持ちよく帰っていただけないというところが、この2つの行事につきまして共通したところございました。

今回、四季彩祭の実行委員会の中では、まずこの交通対策に重点を置き、今年度よりパークアンドライド、また、駐車料金の徴収、夏まつりにおきましては笠置大橋の南下駐車場満車時の交通規制、そういった新しい取り組みを横の南山城村さん、木津川市さん、また、京都府さん、いろんな関係の方々に御協力いただき取り組んでまいりました。

その中で、一定、交通対策につきましては、もちろん渋滞は起こりましたが、大きな混乱は招かなかったというのが、今回、この2つのイベントの実績といたしますか報告でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今、実績ということで答弁されましたけれども、そのことによってどのようなつながりができて、次からの事業展開ができるようになったのかとかというところまで含めたような、もっとしっかりとした形で意識を持っていただきたいなというふうに思います。

それで、この問題だけではなくてほかの地方創生等々も一緒なんですけれども、やった事業についてはやっぱりきちっと文書にして委員の方にはわかるように配布をしていくべきじゃないかなと。そういうことによって、また意見が出たり、先ほどの全体会議等も同じようなことなんです、委員さんからの意見も含めてみんなで作っていくという形にしていかないと、なかなか町のものになっていかないのではないかなというふうに思います。そうい

う点で先ほどからの提案をさせていただいています。

結果や報告については、今後は書面等できっちりと出させていただきたいということと、先ほども言いましたように、ちゃんと皆さんの意見を聞いてそれを生かす仕組みをつくっていく、その点について最後お聞きをしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

各事業ごとに、それぞれ結果が終わりましたら書面でもって関係していただいている方々、また、広報紙などを通じて住民の方々に御報告させていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これで向出健君の一般質問を終わります。

4番議員、田中良三君の発言を許します。田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

災害についてお聞きします。

指定緊急避難所について。

切山、東部、飛島路の集会所の緊急避難所としての適正をお尋ねします。

段差解消、進入路のスロープ、手すり等は、現状では整備されておりますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

各地区の集会所につきましては、段差解消とかできていないところも多々あります。それは、今後の課題かなと思っております。

一時的な、まず地区内の集会所に避難していただきますので、そこらは地区の区長さんとかとまた御相談させていただく内容かなと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 下手なこと言うたら悪いですけども、まちづくりの事業の補助事業のみでは不十分ではないですか。同事業に対する特別枠、行政の指導の整備が必要とされるんではないですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

田中議員おっしゃいますように、老朽化している、かなり建築後年数がたっている施設が多々ありますので、そういうところも含めて、今後、どのような対応、まちづくり事業の補

助金だけでは、おっしゃっているように、今回、拡大はしておりますけれども、躯体の部分だけではいけないというところもございます。

ただ手すりをつけるだけでいけるところもある、また、ステップを置くというところで済む場合もございますが、そういうところも含めまして、今後、検討していく必要があるかなとは思っております。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

町単費ではちょっとできひん事業もあると言わはりましたけれども、そやけれども緊急避難所としてはできひんとかそういう問題じゃなく、されるべきではないんですか。

それと、その次に要支援の避難方法についてお聞きします。

避難準備情報では、段階的に各避難所の受け入れは現実的に困難な状態が続いておりますが、現在はどうされておりますか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございますが、要支援者の避難につきましては、一時避難所として各集会所でございますが、本年5月に改修しましたつむぎてらすにおきまして受け入れられるような体制を引いております。

台風、ことし9月に発生した21号と24号が該当すると思うんですが、そこに要支援者がそれぞれそのときに4世帯、5世帯というふうな形で避難され、機能していらっしゃるところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

すみません、先ほど田中議員おっしゃいました集会施設の改修の件ですけれども、町の単費ではできないからというところではなく、まちづくり事業補助金の躯体の部分だけでは、躯体改修だけではいけない部分もあると。ですので、今後、建築後長い、長期間たっている建物も多いですので、区長さんのほうともまた御相談させていただきながら検討を進めたいなということで御説明させていただきました。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

つむぎてらす、デイサービスは24時間受け入れ対応は可能ですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問ですが、つむぎてらすとデイサービス、これはちょっと立ち位置が違いますので、その点から御説明申し上げます。

つむぎてらすにつきましては、今、防災計画上で避難所としての位置づけを明確にしております。運用はもう既にしてはいますが、明確に位置づけをはっきりしている。

それから、デイサービスにつきましては、これは福祉避難所というふうな位置づけで、災害時あるいは警戒時には、そういう位置づけで機能を発するというございまして、福祉避難所というのは大規模災害が発生するおそれがあるときに町の要請に基づいて開所を依頼するというふうな立場でございますので、例えば、先ほど言いました9月に発生した台風21号、24号での避難準備情報の段階では、このデイサービスの機能としては避難所ではないというふうな位置づけでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） つむぎてらすは、連携されるのが24時間可能で、デイサービスはまだそういうのはというより、デイサービスはことしの21号の災害のとき、来てはった人が、全部、振興会館へ全員行ってはったと思うんですけども、そういうのも含めて連携されるんですね。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいま田中議員おっしゃったとおり、デイサービス、昼間の避難時の連携につきましては、以前、予算時のほう御質問いただいたほかの議員さんもおられました、そういうミスマッチというのは確かに21号、24号のときはございました。それを解消するために、今年度、つむぎの機能を強化してそういうことが起こらないような体制をこれからとらせていただくと。

つむぎが避難所である限りは24時間体制で対応は可能ということで御理解いただいたら結構です。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

備蓄についてお聞きします。

備蓄品の賞味期限について、食料の処分方法と食料の量の増加は考えておりますか。

というのは、現在、笠置町は3日分と聞いておりますが、新聞発表の南海トラフのときは7日分の食料が必要だとされておるんですけれども、どうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

一応、緊急時の指針といいますか、出ておりますのは、人口の30%が3食をとって3日間対応できるものを備蓄するというのが指針として出ております。

現在、笠置町で備蓄しておりますのは、パン、それからアルファ米、かゆ、それから水、これ全て30%、今言いました指針の数量を満たしているというところとしております。例えば、パンとアルファ米、合計で3,850食、今、備蓄しております。これは、人口大体1,360人とした場合、3,700食弱というところを3,850、今、備蓄しているところになっております。

7日間というところも出ておりますが、今現在、出ている防災計画上、持っているものとしては30%、3食を3日間とれるというものを最低限備蓄しているというところにしております。

それから、賞味期限につきましては、昨年度、29年度で更新しておりますので、水、それからアルファ米につきましては、水でしたら2029年が次の更新ということになってきております。また、必要時、使いましたらその分購入しまして、備蓄の数量を維持するというところで考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 田中です。

ちょっと1つだけお願いがあるんですけれども、災害避難情報が9月13日の新聞情報で5段階で発表されましたね。そやけれども、何かそれを見ても5段階がわかりにくいんで文書化をされるべきではないかと思うんですけれども、どうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 田中議員の今の御質問、準備情報であったり避難指示であったりというその言葉ということですか。

そうですね、聞いただけでは指示なのか避難勧告なのかということがわかりにくいということであれば、次回といいますか次年度、台風シーズン前に文言整理したものを配布させていただくようなことも考えさせていただきます。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

それ、よろしく願いしておきまして、続きまして、町道笠置切山線について。

町道阪本線の改修整備についてお聞きします。

切山地区は、全地域が地すべり地区になっておりますが、一昨年、町道阪本線を整備されましたね。現在、その事業はどうなっておりますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

町道阪本線の整備ということで、以前に行われた整備というのは、今、地すべり工事に関連して京都府のほうで町道阪本線を整備、一部をしていただいたところの場所を言っておられるのかと思うんですけども、今のところ、町道阪本線につきましては、その京都府が実施していただきました整備のままで、現在、とまっているところでございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） ということは、それ、まだ今の話聞いたら、再開、工事の後、続きをすめるめどが立っていないというようにとっていいんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

町道阪本線につきましては、現在のところ、それ以上の延長をする計画というのは現在ありません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 続きまして、ワイナリーの事業計画について、町長にお尋ねします。

本年3月で業者が撤退されましたが、現在の状況はどうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 切山地区のワイナリー事業計画につきましては、以前の議会でも報告させていただいておりますが、議員、今言われましたように、参入を予定しておりました業者が完全に笠置から撤退をされてしまいました。こういうことで、この事業を断念せざるを得なくなり、現在は白紙の状態でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） ということは、この現在の事業は、撤退も含めて事業の見直しをされるということによってよろしいんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この事業につきまして、見直しと申しますかいろんな可能性を探っていかなければならない、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 田中です。

そうしたら、次、これは質問というよりお願いですねんけれども、風疹撲滅のために抗体検査、予防接種についての補助金を町単費で出されてはいかがですか。

というのは、私が風疹の検査をしようと思ったら6,000円やと言われて、こんなと申すたぐらいいすさかい、たしか国とかいろんなところ全部、子供をつくる予定のある夫婦は補助金対象になっているんですけども、都道府県の市とかによっては対象が出ているところもありますけれども、まだ京都府議会はこれが出ていないと思うんです。どうですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） ただいまの御質問にお答えいたします。

議員、府議会の情報もよく御承知いただいているというふうなところと思いますけれども、既に議員質問されて、まだ情報がおいてない段階で質問が入ってきましたんで、私どもも調べるべきがございませんでしたが、先々日、京都府のほうから、今、国のほうでは報道されておりますが、39歳から56歳の男性に対して抗体検査も含めて予防接種、この助成事業というのが実施されるようです。ほんで、府もそれを受けて、21日、あした、一定のガイドライン、まだまだ未確定の部分あるらしいですが、説明会をするということですので、うちのほうも保健師1名派遣してそれに従った形で、まだ助成額とか補助率とか、単費も当然出さなんですし、そういうところでこの京都府の動向に従いまして笠置町も遅滞なく対応させていただく考えでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これで田中良三君の一般質問を終わります。

この際、15分間休憩します。

休 憩 午後3時37分

再 開 午後3時54分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。

5番議員、大倉博君の発言を許します。大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

私は2点、大きな問題点でやります。

まず、いこいの館ですが、笠置町のいこいの館の設置及び管理に関する条例が、この春、全面改正され、いこいの館が指定管理者による営業が可能となり、4月末からフェイスさんが指定管理者としていこいの館を経営されているわけですが、11月7日のいこいの特別委員会でいただいた資料によると、5カ月余りで約1,036万円の赤字、うち指定管理料は536万円入っていますけれども、実質フェイスさんが約500万円の赤字となっております。これは、毎月に直すと約200万円の赤字だと。これは、今までと何ら変わらない数字だと思うんですけれども、この現実を町長はどのように思っておられますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 指定管理料は赤字補填ではなく、施設を運営するために、本来、設置者である町が負担する維持管理運営に必要なコストに当たりますので、赤字には当たりません。このことをまず御理解をお願いいたします。

ことしにつきましては、7月、8月の大雨、また、酷暑、9月のくみ上げポンプの故障によりまして温泉使用ができなかったことによりまして利用者の減、料金の引き下げによりまして収入減といった状況もあったため、現状の収入としては厳しいものだったと言えます。

しかし、指定管理業者の創意工夫によりまして料飲メニューの改善やイベントの実施等でレストランの売り上げは確実に伸びております。利用者数や宴会利用、また、利用単価もふえてきております。

また、物販も地元産品を中心とした充実が図られまして売り上げもふえているなどの材料もあり、今後の推移に期待するとともに、町としても積極的に応援をしてみたい、以上のように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

今おっしゃった台風とか不慮の事故というのは、当然、営業の中には入っているべきなんです。そんなことは理由にはなりません。ならないと思います。そういうことは、一切。

ほんで、指定管理料、当然、五百何万、毎月払っているから赤字でないとおっしゃるけれども、実質、なければ200万円の毎月の赤字と言っているんです。指定管理料がなければ。

そういう言い方をしているんですけれども、どうですかとお聞きしているんです。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 大雨など、猛暑など、そういうのは想定の中に入れるべきだとおっしゃいました。

それでも、想定外に起きますくみ上げポンプの故障など想定外のこともありましたから、入館者数が激減した、そういうことも事実でございます。

毎月200万円の赤字が出ている、この部分につきましては現実なことでございます。その部分につきましては、フェイスさんの企業努力によりましてこの部分も取り戻していただけるよう、そのように私どもも応援をしていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長は、そうしたらフェイスさんにどういうふうに指導とか、まだ解散されてないんでわかさぎの社長である町長はどのように指導とかされているんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほども答弁をさせていただきました、フェイスさんとは月1回の連携会議をしております。その中で、私たちが気づいた点をフェイスさんに意見として申し上げておる次第でございます。

特に、先ほども申しましたが、外に向かっての発信力が弱い、これを何とかしてください、また、従業員の資質の向上にも力を入れてくださいなど、また、人気メニューの開発も今の状態のまま満足せず、皆さんのニーズに合ったメニューも開発してください、いろんなことをその場におきまして要請をしているところでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

この件には何ほ言ったかって堂々巡りになります。

次に、今言いましたように、毎年、今まで2,400万円もの赤字でした。かしばさん以来、民間委託すればよくなると言い続けて今日まで来ております。4月末にリニューアルオープンして、指定管理者と鳴り物入りだったが、何ら今までと変わらない状態であると思います。

町長は、従来から、いこいの館の再生は笠置町の再生、政治生命をかけていると常に言っておられます。今でもそれに変わりありませんか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） かしばさん以来、有限会社わかさぎからの再委託という違法状態の委託

状態でありましたが、今回、法に準じた指定管理者制度になりました。その上で、いこいの館再生に懸命に取り組んでいく考えには変わりはありません。

今年度内にもいこいの館内でもコワーキング施設の運用開始や観光案内所の設置、周辺へのトレッキングや河川敷でのスポーツアクティビティー等、温泉を組み合わせた健康増進施設としての誘客を図ること、また、屋内のボルダリングボードの設置など、笠置町のゲートウエーとしていこいの価値を高めるとともに、施設利用者の利用度を図っていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、私はそういう答弁をもらうためにしていません。

いこいの館の再生は笠置町の再生、政治生命をかけてと常におっしゃっている、そのことについてどう考えておられるか、変わらないかということをお聞きしているんです。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館の再生につきましては、私の選挙公約の大きな一つでございます。いこいの館の再生につきましては、本当に私の全力を挙げて再生に取り組んでいきたい、そのような気持ちには変わりはありません。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

なぜ執拗にそのことを言われるのか不思議でなりません。

笠置町は、今、人口減少や少子・高齢化、税収入の減少など、さまざまな施策についてやるべきことはあるのではないですか。いこいの館はその一部です。笠置町全体にとっての予算の一部です。本当に笠置町の将来に向けてやるべきことがあります。

どのように思っておられますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町のまちづくりの中に大きな目標がございます。コンパクトタウン、そういう構想がございます。あの周辺一帯を笠置広場と命名し、あの周辺を循環バスで集落と結び、あそこに来ていただきましていろんなサービスを受けていただく、また、診療所もございます。デイサービスもございます。包括支援センターもございます。いこいの館もございます。そういう中で子供からお年寄りの居場所づくり、健康づくり、そういう中心になっていくのが、私の考えといたしましてはいこいの館がその中心になる、そのように考えて

おりますので、私はいこいの館再生に全力で取り組んでいきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今、町長、コンパクトタウンとおっしゃったけれども、我々、その言葉をよく聞くんですけども、私はよく質問しますけれども、笠置町全体構想として、コンパクトタウン、どういうふうにされるのか、我々まだ聞いたことないです。言葉は簡単にコンパクトタウンとおっしゃるけれども、我々議員もそれを具体的にどのようにするかということ、町全体を、私はそういったことを以前から質問したりしております。余りにそう簡単にコンパクトタウンと言わないでください。

それは、我々議員にも町民にも、笠置町はどういうふうにするというのであればいいです。我々もまだそれ知らないです。コンパクトタウン、どういう構想というのが。町民の方も知られないです。そんなこと言ってほしくないです。それは行政のひとり歩きです。本当言って。

そして、町長、このいこいの館の経営は、町長個人の経営やったらいんです。先ほど来言っていますように、毎年2,400万円もの金を出しているわけです。いわば。いわゆる公金をつぎ込んでいるんです。これは、いつまでも本当につぎ込むことが許されません。

このことについて、どのようにお考えですか。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの大倉議員さんの御質問の中でコンパクトタウン構想を聞いたことがないというふうな御説明ございましたが、この位置づけにつきましては、地方創生戦略の中でちゃんとしっかりと位置づけさせていただいております。地域福祉計画の中でも位置づけさせていただいて、あるいはまた、つむぎの館、今、つむぎてらすでございますが、その建設計画の中で位置づけとして御説明申し上げ、具体的には概略図をもって、こういうことをコンパクトタウンの中で考えているというふうな説明はその都度させていただいているつもりでございます。地方創生戦略、28年1月に策定させていただいているものですので、その前段にちゃんと明記しておりますので、もう一度御確認いただければ幸いです。

この件だけ、ちょっと注釈させていただきます。以上です。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館に、今までもずっと公金をつぎ込んできたわけでございます。町の財政も逼迫しております。そういう中で、私たちはこういう流れをストップさせたい、そういう思いで、今、取り組みをしている最中でございます。2年間、指定管理者制度でやっていただき、3年後には民間に委ねていく、そういう中でこういう公金をつぎ込んできた、そういう流れを断ち切っていきたい、そういう思いで、今、取り組みをしている、そういうことを御理解お願いいたします。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それじゃ、コンパクトタウンというのは余り言いたくなかったんですけども、例えば、今、うわさというか本当らしいですけども、観光協会が、私はもう、産業会館に入るのをおかしいと以前から言っていたけれども、うわさというより現実的にある民家の家に駅前のところに入ると、民間の方はおっしゃっております。それはもう、入る側もそういうふうなことを聞いております。以前、4月にリニューアルオープンしたときに、観光協会はいこいの館という話もありました。言われました。今、現実にもその家に観光協会移るという話が、その家主の方もおっしゃっていました。

どういう形で、コンパクト、コンパクトとおっしゃるけれども、それがよくわからないんです。

それで、こっちはうわさですけども、産業会館をなくして教育委員会がここに来るといって、産業会館の中でそんなうわさが、私は現実知りませんが、うわさですけども流れております。そのために観光協会がそっちに行くという話を聞いております。それは、行政の方かどうか知りませんが、これはうわさです。

ただ、観光協会はそこへ行くというのは間違いないと思います。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） せっかくでございますので、コンパクトタウンの概要から申し上げます。

コンパクトタウンといいますのは、1つ、2つ目的がございます、駅前周辺に未来を開く拠点機能を集約しようやないか、あるいは、2つ目に、暮らしを守る拠点機能を整備しようやないかというふうな2つの目的を持ってあの地域を整備していくという概念がございます。

その計画に基づいてつむぎてらすなり笠置いこいの館、温泉リニューアルなり駅前の整備

なりというような今の事業の関連がございますが、つむぎてらすの建設のときに概要を申し上げた図では、ここ二、三回説明させていただいたような記憶がございますが、中央公民館の今の立地条件あるいは再生計画というのは現時点では考えられないですから、この機能を新たな施設なり産業振興会館に移設して、今、笠置町が公共施設の施設管理計画というものと整合を持って産業振興会館に笠置分室を持っていく、図書機能はどうすんねや、公共施設の統廃合の中で図書館をここで活用できないかというふうなところでの協議を、最終、今、詰めているところでございます。

観光協会につきましては、民間法人でございますので最終的には民間さんの判断、今されたかもしれませんかされていると考えておりますし、笠置町の今の計画の中で、やはりこの施設については観光協会さんがここに永住するということは、やはりそぐわないというふうに、大倉議員さんの以前からの主張というのはごもっともな話ですので、そういう方向で最終調整を御理解いただいているというふうに考えております。

今、笠置広場というところも整備というふうな形で100%はございませんがあの地域に拠点機能を高めるというふうなところは以前からデイサービスの民間移譲、それから医院の移設、全てそういうところにつながってきているのかなというふうに思います。

全て理想にはほど遠いかもしれませんが、着実に進行しつつあるというふうなところで御理解いただきたいと思います。その点だけ、失礼しました。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

この教育委員会の移転の話は、また質問事項されている方おりますので、その方をお願いして、この件は私はもう質問しません。

そして、今言いましたように、副町長はたしかいこいの館に観光協会持っていくとおっしゃいました。間違いないですね。たしかおっしゃいました。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の質問にお答えをさせていただきます。

産業振興会館の機能が、一部、教育委員会が入っていること、そういったことによりまして観光笠置さんの事務局、そして観光案内機能をどうするのか、そこは観光笠置さんとこれまで何度か話し合いをさせていただきまして、おっしゃるようないこいの館でどうだという提案をさせていただきましたが、最終的に判断されるのは観光笠置さんということになっております。

ただ、いこいの館に観光案内機能を設置するという事は間違いないと思います。

そして、観光笠置さんとしても、大倉議員、以前、駅前の観光案内が大変重要だということをおっしゃっていただきました。そのことに鑑み、観光笠置さんと役割分担をしながら駅前そしていこいの館、連携してやっていってはどうかということで、現在、調整させていただいている、そういう状況でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

次にいきます。

いこいの館も町民の皆さんも最近余り利用されてないと思います。そのことは副町長も前おっしゃっていました。

周りに新たな施設、例えば松井山手のほうにも何か新しくできたように聞いております。だから、取り巻く環境が悪くなるばかりです。

一方、また、施設も20年余り過ぎて古くなって、先ほど修繕とか、町長、いろいろどうのこうのおっしゃいましたけれども、先ほど質問された方もいこいの館の全体修繕計画はどうやとかという話もありました。本当に故障しがちであります。これから本当に改修費用もやはり多くのお金が必要になってくると思います。

そして、7,000万円もかけてやった割には屋根が、固有名詞使てええんかどうかわからんけれども、伊左治医院のほうから見れば赤茶けています。半分。ずっと。全然、その一部分だけ塗装して、見てください。今度行ったときに。ずっとあれは何も修繕されておりません。

そして、前からどなたかもおっしゃっていたけれども、温浴の中も全然修理がなされていない。本当に、この7,000万円が補助金いただいてどこに使われたか、我々よくわからないんです。だから、屋根やったら全体を塗装するとかが本来の姿やと思うのやけれども、まあ見てください。ひどいもんです。

なぜこのような形になるんですか。これだけの7,000万円やったら、もしもっと修繕するんやったら物すごい金がかかってくるん違うかと心配するんです。

町長、このことについて、わかさぎの社長である町長、御存じでしたか。町長もあそこに時たま軽トラとめて上も見てはりますやろう。見てるはずですよ。赤茶けたところ。

どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 塗装に関しましては、いこいの館の中心部でございますくちばし部分が塗装を修理した、そのような状況でございます。

その国からいただきました拠点整備交付金につきまして、使い方にいろんな制約がございまして、温浴施設の中を修理するとか、そういうことにつきましてはその交付金は充当できない、そのような交付金でございまして、その交付金の充当できる範囲でいこいの館が一番ベストな形で改修をさせていただいた、そのように思っております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

私は、そのとき7,000万円プラス基金を使ってやったらどうですかと言ったことがあります。基金の使い方、基金を使って修繕したらどうですかと、ついでにと言うたことがあります。そのこと、全然何も答えがないんです。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） そのとき、基金を取り崩しても一緒に修繕すべきだったのではないかという御質問でございます。

その方法がベストだったかもわかりませんが、そのときにおきましてそういう具体的な改修設計とか改修予定がそのときはなかったということで、基金を取り崩して中の改修ができなかった、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

結果的に古くなったやつを修繕したりして基金から出しているでしょう、今。結果的に。だから、そのときに一緒にやっておけばよかったんです。その弁はもういいです。

例年5月、8月、9月は入館者数が、例年の数字から見ると多いわけです。このままでいくと、まだフェイスさんの赤字が続くんだと思います。指定管理の契約は2年間、31年度で最後で終る、以前の業者さんのように途中で退散されることはないとは思いますが、指定管理料含めて毎月200万円もの赤字を出してまで経営をしてほしくない町民の皆さんはやはりおっしゃっています。あの指定管理をやるときの条例のときでもかんかんがくがくいろいろな方、言われました。せつかく、これ、どうなんですか。

そして、来年1月末に開催予定の特別委員会である程度の指針が示されるということですが、31年度が終わればいこいの館はどのようにされますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほど来、何回も答弁をさせていただいておりますけれども、31年度におきましては、今の指定管理者制度から民間に委ねていける、そういうふうな状況をつくっていきたい、そのような思いで、今、全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それで、民間でやる方がなければどうされる予定ですか。そこまで、これは先ほど言いましたように1月末にいこいの館の特別委員会のある程度の指針は示しておられると思いますけれども、今現在、答えられる部分で、もし民間がなければどのように考えておられるか、お答え願えますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） そのようなことが起こらないように全力で取り組んでいかなければならない、そういう思いがしております。

万一、そういう状況が起こってしまった場合につきましては、皆様とも御相談をさせていただきながら、目的外使用や用途変更や、また、用途の廃止なども考えざるを得ない、そういう状況があるかわかりませんが、そういうことのないように私たちは全力を挙げて、長期間にわたっていこいの館が存続していけるように頑張っていきたい、そのような思いでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

頑張っていきたいという理想論だけではだめなんです。現実を見てください。

次に、町長のこの1年余りの政治姿勢について問います。

私が以前質問したわかさぎへの職員の派遣については、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律には違反していると私は常に言っていました。これは、私も勉強して、ジュリストとかいろんな本を参考にしました。

そして、29年10月から30年3月まで支払われた金額は、3人で約480万円プラスボーナス、これはどのように思っておられますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 大倉議員さんは、わかさぎへ職員を派遣したと言われますけれども、町の分室を設けて現場での指揮をとっていただきました。見解の相違と言わざるを得ないと思えます。

職員でございますので、ボーナスなどの支払いは当然のことと考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 町長、いこいの館の運営は有限会社わかさぎだったでしょう。会社ですよ。それは理由になりませんよ。それは理由になりません。

それじゃ、企画観光課長という肩書を外して何でいこいへやられるんですか。何かいこい担当何とか課長とか、たしかそういうやった。何でそんなこと、そんなこと言われるんやったら、何で肩書を外されるんですか。

いや、町長答えてください。それはもう社長であり町長でしょう。任命権者でしょう。町長答えてください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 町の分室をつくりまして、そこに担当課長として行っていただきました。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それはわかっていますやんか。わかっていますやんか。何で企画観光課長という肩書を外してそういう担当課長にするのかとお聞きしているんです。そのままでもよかったんですよ。実際に温泉のところへ、風呂のぼって掃除とかしてはる人も3人のうちいてはりましたよ。

これは、まず答えていただいてないのは、まず法律違反ということ、これは認識どうなんですか。これは法律違反ですよ。これについてはどうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 法律違反ではないと確信をしております。

議長（杉岡義信君） 副町長。

5番（大倉 博君） 副町長はいいです。

議長（杉岡義信君） 大倉さん、ちょっとだけ答弁。

5番（大倉 博君） いや、管理者である、町長であり社長である町長に答弁もらいます。管理者やから。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

社長であり管理者である町長が責任あるんです。社長ですよ。

その根拠はどこですか。私、調べてもありません。法律違反でないというのは。私はずつ

と調べて、前にも言いましたようにジュリストも全部、どこに載っているんですか。法律違反でないというのは。どこにあるんですか。おっしゃってください。その根拠。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 条例の中におきましても、有限会社わかさぎの指導は企画観光課がやると、そういうふうに条例でも記されております。

また、このことにつきましては、京都府さんにも相談をさせていただき、確信を持ってやらせていただいたことでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

京都府とかおっしゃったけれども、法律ですよ。町長、私も勉強大分しました。この件では。質問も前にしました。その答弁が、そういう京都府と相談したとか、そんな問題じゃないんです。しっかりと法律、行政がやる場合は勉強してください。そんな問題違いますよ。明らかに法律違反ですよ。この立法目的とか制度の概要とか御存じですか。どこからこれが出ているということ。そんないいかげんなことを言わないでください。

もう、この答弁要りませんわ。そんなもん、関係ないです。

そして、10月から職員を派遣して3月までとんとんにならず赤字であれば、いこいの館を閉館すると言っておられました。

このことについてはどう思っておられるんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いろいろ曲折はございましたけれども、今の現状は指定管理者制度で頑張ってくださいしております。改善なども円滑に終わらして、町としてもパートナーとして信頼関係を築き上げて、ともに再生に向かって取り組んでいきたい、そのような思いでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、言葉が軽いですわ。

それじゃ、3月議会で派遣法というのが、笠置町職員の公益法人等への派遣等に関する条例ができました。これは何のために施行されたんですか。私にはちょっとわかりません。ただされただけで、何も誰をどこに具体的にという話もないし。

このとき、勉強されて、法律違反ということを知って、こういうような条例をつくられ

たんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど来、派遣法のことと立法の目的とおっしゃっていただきました。地域における人材の有効活用を通じた公民の適切な連携協力による施策の推進といったものが立法の目的でございます。

それに基づきまして、これまで笠置町には公益法人等へ派遣できるというルールがございませんでした。それを明確にルール化させていただいたというのが条例でございます。

具体的には2つの団体をそのときに指定させていただきました。社会福祉協議会と観光笠置でございます。行政と密接不可分な福祉行政であるとか観光行政、そういったものを官民連携のもとで円滑に推進する、当然、当事者同士の話し合いがないと派遣ができません。それができる環境が整ったときに適切に派遣できるように準備をさせていただいた、そういうことでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それじゃ、この条例ができた、公益法人だけでしょう。抜けている部分がある。いわゆるいこいの館とか株式会社に行くこともできるんです。なぜ、そこに、この条例に含まれなかったのかなと私は疑問に思っているんです。だから、あえて法律違反やったん違うかなと。

そして、もう一つ言っておきます。この条例できる前、2月ごろ、町民の方から具体的に誰々が4月から観光協会に行かれるということもおっしゃっている方が、私に言っておられました。だけれども、4月になれば、いよいよ、それでこの条例ができたのかなと思っておったんですけれども、できても4月になればそういう話はなかった。もう2月にその話が既にあっただんです。ほんで、そのためにこの条例ができたのかなと私は思っておったんです。実際にそうなるのかなと思っておたらそうでなかった。それは、ほんまに町民の方、町民の方はいろいろよく知られております。そういう話がありました。これは本当に余り言いたくなかったんですけれども、そういうこともあったんです。

だから、とっぴとしてこういう条例が出てくる、こっちは、だから先ほどから言っているように公益法人だけ違って、私のほうにも行ける、いこいの館にも行ける条例入れときゃよかったです。

もうそれ以上のこと言いません。

そして、去年10月から、また異常な事態で総務財政課長が企画観光課長と会計管理者を兼務するなど、その間、ほんまに異例の状態でした。会計管理者は、私、3月議会で質問して、4月から来られましたけれども、1つの総務財政、なかなか大変やのに3つも兼務するという、これは本当に異常事態です。

町長、これについて、任命権者としてどのように思っておられますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 本当に御苦勞をおかけしました。その中でも十分役割を果たしていただきまして、感謝を申し上げている次第でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでまた、わかさぎの関係終って、専決処分の不承認もありました。電気代、光熱水費の不支払いの不承認、このこともNHKとかいろんな報道されました。本当に町の信頼を失墜しています。

このとき、町長ら行政側はおられなかったですけども、議員仲間で不信任という声もあったんです。町長に対する。

こうした声が出ることについて、町長はどのように思っておられますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 専決処分を否決いただきました。本当に私の力不足をすごく実感したところでございます。説明をさせていただき、謝罪をさせていただいたところでございます。

こういうことをてこにして、慎重にやっていかなければならない、そのようなことを肝に銘じております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

次に、いろいろとLED照明のこともありました。結局、二転、三転と報道関係もされましたけれども、町長はそのとき、給料を7月に10%、1カ月カット、6月議会で約300万円を支払うと表明されました。

実際にその額を支払われているのか、支払われているならいつの分からか、一括に払われているのか、その辺はどうなんですか。それは我々全然わかりませんから、会計管理者もわからない。いこいの館の会計ですから。その辺、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） このLEDのクレジットの支払いにつきましては、4月から私が支払う義務が生じております。クレジット会社さんとの話がつきまして、4月から支払っております。一括支払いにつきましては、甲斐性もありませんので分割して支払いをさせていただいているところでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それじゃ7月からということですね。

（「4月から」と言う者あり）

5番（大倉 博君） 4月から。そうですか。

それで、トータル何ぼ、幾らですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 正直言いまして、三百二、三十万になろうかなと思っております。

具体的な金額を計算するのがちょっと、何と言いますか、抵抗がございまして、毎月こつこつ支払っていかせていただき残を減らしていかなければならない、そのような思いで支払いを続けております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

次に、先ほど来、議論になっていました補助金交付の不適切な処理とか、それから公金紛失職員云々の事案、これは継続審議になりましたけれども、こういった事案が11、12月と、本当に笠置町で今まで懲戒処分自体がなかったん違うんかと思うんですけれども、立て続けにこういったことが起きる、本当にこれは異常な事態です。この定員50人の職員の少ないまちで、何百人、何千人とかおるところであればこういうことがあるかも知れません。定員50人のまちで考えられませんよ、通常。

これは、京都府並びに町内外の方々に多大な信頼失墜を招いていると思います。

これはどのように思っておられますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 町民の皆さん、また、京都府の方々にも心配をおかけし、信頼失墜を招いております。その中でも、オープンにして責任所在を明確にして取り組んでいくんやなど、そういう意見もいただいております。

とにかくもピンチをチャンスとして、本当に全力で信頼回復に取り組んでいきたい、本当

にその気持ち一心でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

私も、今回ほど11、12月新聞報道出てから相楽郡内の友達とかいろんな方から電話なり、町内の方でもいろんな苦情、きつい苦情を受けております。こちらが本当に、逆に、町長、私が寝られないというか、そんな感覚でした。この11、12月は。それほどバッシングを受けております。これだけやないんでしょう、ほかにもあるんですから、言われる方いるんです。

そして、先日の議会運営委員会の中でも、私が町長であったら辞職するとまで言われた議員の方がいます。これは私も同感です。

今、ピンチがチャンスとかおっしゃったけれども、そんなことが本当にできるんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 本当にできるのか、そういう質問でございます。

全職員一丸となって、これをやり遂げなければならない、そういう一心でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） そして、町長、また別件、補助金の関係でも、まだ私はこの件は終わってないと思うんです。会計検査院など公的な機関から調査されれば、実際、会計検査院に調査依頼されている方もいます。私にいろんなことをおっしゃっています。

また、町長、これ自分の胸にしまってほしいんですけれども、別件で8月27日、いこいの館の特別委員会の後、町民の方からお聞きしたことを、私はこのノートにメモをとり、町長室で町長と2人で1対1ではだめなんで副町長に立ち会ってもらって話したこともあります。これは重要な案件です。これ以上、このことは言いませんけれども、自分の胸に聞いてください。

そして、副町長、やっと出番来ました。副町長の責任も物すごく重い。町民の方も期待されてきました。私も期待していました。それだけに残念であります。

このいろいろな事案で、この1年余りのいろいろな事案について、どのように思っておられるか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

期待をしていただいているということで、大変ありがたい半面、期待に応えられない力不

足といったものを痛感しております。

この1年間余りの中で、大変いろんなことがあったと私も思っております。ここで初めて経験するようなこともたくさんございました。そしてまた、大きな成果だったなというふう
に捉えられることもたくさんありました。

笠置町の職員の方々、一生懸命仕事されておられます。私も、それに支えられ、助けられて
ようやくやってこれました。ただ、その職員を十分フォローできない、監督責任としてな
かなかきめ細かい配慮ができなかったがゆえにいろんな問題が起こったということで責任も
感じております。

しかしながら、その中でも、以前より大倉議員がいこいの館はやはり指定管理にすべきだ
ということを提唱されておられ、それが実現したということは大変大きな成果だと思ってお
ります。条例化ができ、そしてとりあえず指定管理やってみようというところへチャレンジ
ができたというのは、やはり成果ではないかなと。

そういう動きも踏まえながら、法の理念、地方自治法であったり地方公務員法であったり、
そういったものにとつて地方行政が正常化できるきっかけがこういった中でできたので
はないかなというふうに思っております。

まだまだ公金の紛失の問題に関しては、これからも取り組まなければならないことがたく
さんございます。そして、恥をさらすようなことも公にし、笠置町は隠さないんだと、いろ
んな問題が起こっても表に出して皆さんからいろいろなことを言われようとも法律や条例に
基づいてしっかりとそれと向き合い解決していくんだという姿勢を、今度はぜひ示させてい
ただきたいと考えております。

細かいことにはなるんですけども、なかなかできなかったこともこの1年の中でできま
した。これも大倉議員にお世話になった奈良市との連携というのは、やはり気にはなってお
ったんですけども、なかなかできなかったというところでは、横軸の相楽の西部東部、そ
して伊賀上野というのはあったんですが、どうも近くにあるところで県を越えるところとど
う連携すればよいかというのは、実質、いろんな利益がありながらできなかったところのき
っかけをやはりつくっていただいた、これはやはり、今後、防災面、観光振興、高齢者福祉
の観点でいろいろと機能できるだろうと思っておりますので、そういった伸びしろもしっか
りと抑えながら頑張っていきたいと、そのように思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

副町長、最後に奈良市のことを、私が言おうかなと思ったんですけども自分から言うのはあれでしたんで、本当に奈良市との包括協定、早く進めてください。私も向こうの副市長と、一緒に行ってお会いして、そこから行っていると思いますけれども、ぜひとも奈良市の関係、これから水道もしかりです。道路も防災も全て、前から言っているように、昔から柳生、相楽というのは、もう笠置と一緒になんです。笠置駅へ来られる、そういうところなんです。だから、ぜひとも奈良市との、早急に包括協定を結んでいただきたい。

それと、あともう答弁要りませんが、ちょうど50年前、当時の町長、私、これ中学時代から10年間ぐらい新聞切り抜きやっています。ちょうど50年前の43年、秋に笠置町議会を解散というのが載っております。町長が議会から不信任され、議会を解散されました。昭和29年以来、4年連続14期町政を担当、赤字再建団体だった町財政を立て直し、ここが重要なんです、観光開発を進めるなどそれなりに政治評価は高かったと新聞に書かれております。ただ、いろいろこれ見たら不信任の理由とかいろいろ書いていますけれども、一応新聞報道ではこういうよいことも書いております。

こうした多くの先人たちが苦労を重ねて築き上げてこられたこの笠置町が、この1年余りで本当に大きく崩れ去ったと私は思っております。言い方きついかもわかりませんが、また、そのとおりだと思います。

高坂正堯さんの父、正顕さんが1945年、これは私が生まれた年なんですけれども、末に進駐軍のために日本の精神で講演をされております。私もこの心が好きなんですけれども、日本人の心は露骨であるのを好まない慎み深さ、自然を愛し、自然のままであるのをととぶのとをあわせ持つ。前の露骨であるというのは、私は本来はそうではないと自分では思っておるんですけども。

だから、町長、今、不信任というより町長みずからが判断されることを願います。信頼回復というのはなかなか容易ではありません。その気持ちを持ってください。

まだちょっと時間があるそうなので。

これは、このときに言うのはあれかわかりませんが、明智光秀の娘、細川ガラシャ、細川忠興さんの正室なんですけれども、これはクリスチャンになられて、30代で亡くなるんですけども、辞世の句で、「散りぬべき 時知りてこそ 世の中の 花も花なれ 人も人なれ」。

これは、今、町長に言うんじゃなしに、何期もやられた方に対して言う言葉だと思うんですけども、要するに、意味は花も散り時を心得るからこそ美しく、花は花の美しさ、人は

人の価値があるというんです。

これ、昔、私も新聞切り抜きやったときに、当時、神戸市の市長が3期やられたことがあるんです。もう随分昔の話です。覚えておるんですけども、3期やって4期目のときにはもう私はやめると、長いことやれば、池の水、ボウフラがわくと、そう言ってやめられた、天声人語にたしか載っていました。それは物すごく頭にこびりついております。これは随分昔の話です。そういった方もおられます。

だから、町長、本当に町長みずから判断されることを願って、私は露骨であるということ
はほんまに好まないから、本当に、その辺のところは自分で判断してください。

これで時間もあれですので、終わります。

議長（杉岡義信君） これで大倉博君の一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） お諮りします。会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1とし直ちに
議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、会期延長の件を日程に追加し、追加
日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

議長（杉岡義信君） 追加日程第1、会期延長の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日までと議決されていますが、議事の都合によって
12月26日までの6日間延長したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、会期は12月26日までの6日間延
長することに決定しました。

議長（杉岡義信君） お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思えます。御異議あ
りませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会とすることに決定
しました。

議長（杉岡義信君） 本日はこれで延会します。

第3日目は12月26日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

延 会 午後4時55分